

高度実践コース（専門看護師養成課程）

専門看護師（CNS／Certified Nurse Specialist）

1. 本学におけるCNS教育課程について

本学研究科では、日本看護系大学協議会による高度実践看護師教育課程のうち、現在6分野（慢性看護・老年看護・精神看護・がん看護・感染看護・在宅看護）の専門看護師教育課程が認定されています。専門看護師認定審査を受けるために必要な授業科目は、各専門看護分野で異なりますので、当該「履修要項」（この冊子）の履修モデル表を参照してください。

2. 専門看護師とは

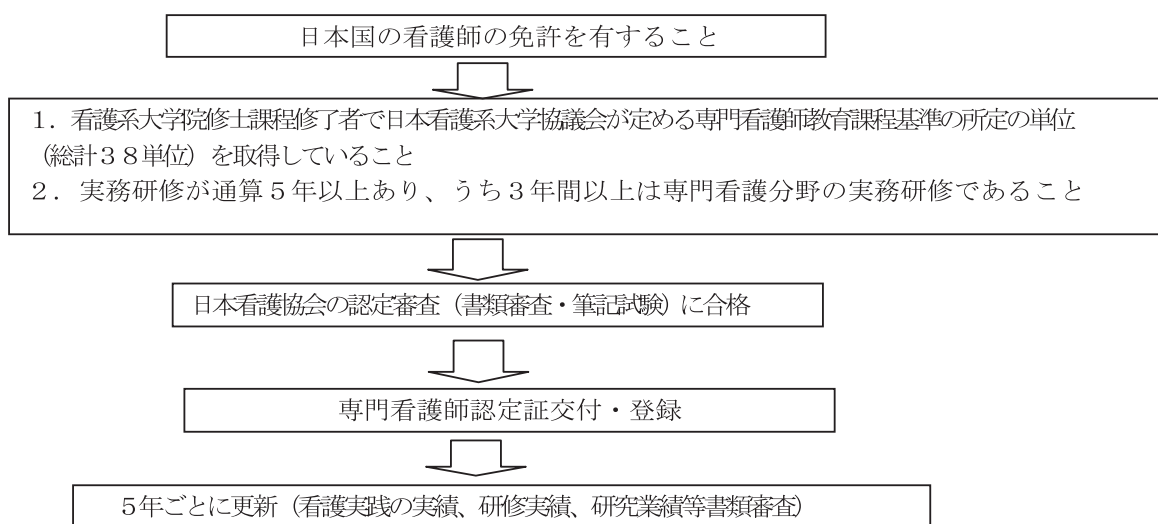
複雑で解決困難な看護問題を持つ個人、家族及び集団に対して、水準の高い看護ケアを効率よく提供するための、特定の専門看護分野の知識及び技術を深めた者をいいます。

3. 専門看護師の6つの役割

専門看護師は、下記の6つの役割を果たすことにより、保健医療福祉の発展に貢献し併せて看護学の向上をはかります。

実践	個人、家族及び集団に対して卓越した看護を実践する。
相談	看護職を含むケア提供者に対しコンサルテーションを行う。
調整	必要なケアが円滑に行われるために、保健医療福祉に携わる人々間のコーディネーションを行う。
倫理調整	個人、家族及び集団の権利を守るために、倫理的問題や葛藤の解決をはかる。
教育	看護者に対しケアを向上させるため教育的役割を果たす。
研究	専門知識及び技術の向上並びに開発をはかるために実践の場における研究活動を行う。

4. 専門看護師になるには



(参考：日本看護協会ホームページ)

高度実践コース（ナースプラクティショナー養成課程） ナースプラクティショナー（NP/Nurse Practitioner）

1. ナースプラクティショナー（NP）とは

少子高齢化の進行や医療の偏在が問題となっているなか、住民の暮らしに密着した安心・安全な医療の提供が求められています。看護職は様々な領域において、診察・治療等に関連する業務から患者の療養生活の支援に至るまで幅広い業務を担い得ることから「チーム医療のキーパーソン」として、キュアとケアを統合した支援を、自律的に判断、実施することが期待されています。

NPとは5年以上の実務経験を積んだ看護職が、看護系の大学院で2年以上の教育を受け、比較的安定した状態にある患者に対して、医師と協働して作成したプロトコール内で診断・治療を提供できる新しい看護の人材です。日本NP教育大学院協議会では「診療看護師（NP）」と呼称しています。我が国では、まだNPに関する資格や認定制度は存在しませんが、米国においては高度実践看護師（麻酔看護師、助産師、CNS、NPをいう）のひとつとして、処方権が認められ、プライマリ・ケアの一環として、一定のレベルでの診断や治療を提供しております。また、NPはイギリス、カナダ、韓国でも活躍しており、NPの登場や活躍は世界的な潮流です。

本学では、NPの養成を大分県立看護科学大学、国際医療福祉大学などに続いて、平成22年度より開始しました。日本NP教育大学院協議会が独自に実施しているNP資格認定試験に合格した本学の修了生は、令和6年3月現在29名であり、地域の診療所や病院で医師との協働のもと活躍しています。

2. 本学における高度実践コース（ナースプラクティショナー養成課程）とは

1) プライマリ・ケアのNP

本学が養成するNPとは、プライマリ・ケアのNPであり、地域において、疾病の予防からその回復までのプライマリ・ケアを総合的・継続的に担うことができる人材です。なお、住民の健康に対して、生活の視点で全人的に支援することが重要なことから、疾病予防、医学的診断・治療の実施において必要な専門的知識、技術を習得させます。具体的には、次頁のような役割を担うことを想定しています。

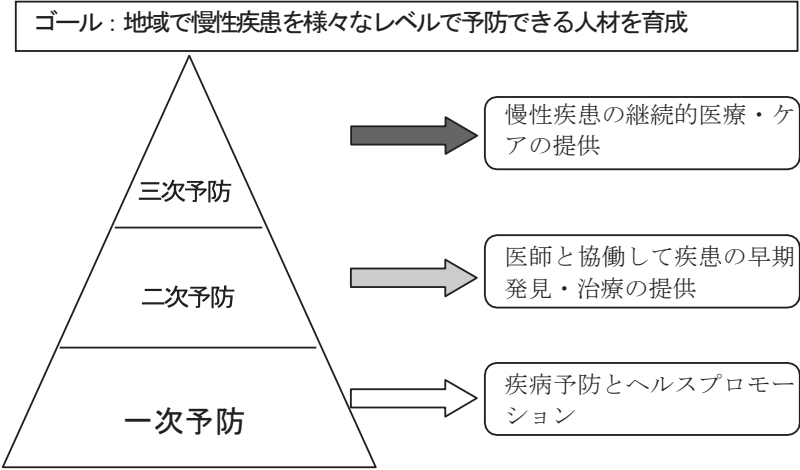
2) 特定行為研修の実施

平成27年10月1日付で、本学大学院看護福祉学研究所看護学専攻は、保健師助産師看護師法による特定行為研修の指定研修機関としての指定を受けており、21区分のうちプライマリ・ケアに特化した13区分の研修を行っております。

本学では、平成22年度から日本NP教育大学院協議会（当時は日本NP協議会）によるNP教育課程として先行してナースプラクティショナー養成コースを開始していたことから、当該コース名称を「高度実践コース（ナースプラクティショナー養成課程）」と改め、CNS教育とは明確に分離した上で、特定行為研修に係る科目をすべて包含するカリキュラムに改正し、NP教育と一体的なものとして、特定行為研修を実施しています。

プライマリ・ケアの NP に期待される活動と求められる能力

期待される活動



求められる能力

- 1 - チーム医療提供能力
- 2 - 倫理的意思決定能力
- 3 - 地域アセスメント・問題解決能力
- 4 - プロジェクト企画力
- 5 - 高度な病態・治療の知識
- 6 - 高度なヘルスアセスメント能力
- 7 - 疾病予防・健康の増進
- 8 - 臨床実践研究能力

高度実践コース
(専門看護師養成課程)
履修モデル

令和6年度 高度実践コース（専門看護師養成課程）【在宅看護分野】履修モデル

	授業科目の名称	配当 年次	単位数		高度実践コース (専門看護師養成課程) 修了要件
			必修	選択	
看護学専攻 コア科目	【発達・障害領域】				
	*在宅看護学特論Ⅰ	1	2		
	*在宅看護学特論Ⅱ	1	2		
	*在宅看護学演習Ⅰ	1	2		
	*在宅看護学演習Ⅱ	1・2	2		
	*在宅看護学演習Ⅲ	1・2	2		
	*臨地実習Ⅰ	1	2		
*臨地実習Ⅱ	2	4			
*臨地実習Ⅲ	2	4			
	看護学課題研究	2		6	いずれか1科目を履修し、 単位修得すること。
	臨床看護学課題研究	2		2	
看護学専攻 選択科目	*看護管理特論	1・2		2	CNS共通科目A ※3科目以上を履修し、単位 修得すること
	*看護理論特論	1・2		2	
	*看護倫理特論	1・2		2	
	*コンサルテーション論	1・2		2	
	*ヘルスアセスメント特論Ⅰ（高度実践）	1・2	2		CNS共通科目B ※3科目すべてを履修し、単位 修得すること
	*病態生理学論（高度実践）	1・2	2		
	*薬理学特論（高度実践）	1・2	2		
*保健医療福祉論	1・2	2			
*在宅ケアマネジメント論	1	1			
*在宅看護管理論	2	2			
看護福祉学 研究科 共通科目	*研究方法論	1	2		CNS共通科目A I～Ⅲから1科目以上 を履修し、単位修得 すること
	研究方法各論Ⅰ（質的研究法）	1・2		2	
	研究方法各論Ⅱ（量的研究法）	1・2		2	
	研究方法各論Ⅲ（公衆衛生調査法）	1・2		2	
	計		33	10～ 14	

<高度実践コース（専門看護師養成課程）修了要件>

- 1) CNS共通科目Aは、看護福祉学研究科共通科目の「研究方法論」を必修科目とし、それ以外の看護学専攻選択科目で開講している4科目の中から3科目6単位以上を修得すること。
- 2) CNS（専門看護師）資格を取得する場合には、上記科目を含む授業科目38単位以上を修得し、「看護学課題研究」または「臨床看護学課題研究」のいずれかを履修し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格して修士の学位を修得すること。

*：日本看護系大学協議会において、CNS慢性看護分野専門科目として申請している科目

令和6年度 高度実践コース（専門看護師養成課程）【慢性看護分野】 履修モデル

	授業科目の名称	配当 年次	単位数		高度実践コース (専門看護師養成課程) 修了要件
			必修	選択	
看護学専攻コア科目	【発達・障害領域】 *成人看護学特論Ⅰ *成人看護学特論Ⅱ *成人看護学演習Ⅰ *成人看護学演習Ⅱ *成人看護学演習Ⅲ	1 1 1 1・2 1・2	2 2 2 2 2		
	*臨地実習Ⅰ *臨地実習Ⅱ *臨地実習Ⅲ	1 2 2	2 4 4		
	看護学課題研究 臨床看護学課題研究	2 2		6 2	いずれか1科目を履修し、 単位修得すること。
	*看護管理特論 *看護理論特論 *看護倫理特論 *コンサルテーション論	1・2 1・2 1・2 1・2		2 2 2 2	CNS共通科目A ※3科目以上を履修し、単位 修得すること
	*ヘルスアセスメント特論Ⅰ（高度実践） *病態生理学論（高度実践） *薬理学特論（高度実践）	1・2 1・2 1・2	2 2 2		CNS共通科目B ※3科目すべてを履修し、単位 修得すること
	*在宅医療薬理学論 *保健医療福祉論 *家族ケア論	1・2 1・2 1・2	1 2 2		
看護福祉学研究科 共通科目	*研究方法論 研究方法各論Ⅰ（質的研究法） 研究方法各論Ⅱ（量的研究法） 研究方法各論Ⅲ（公衆衛生調査法）	1 1・2 1・2 1・2	2	2 2 2	CNS共通科目A I～Ⅲから1科目以上 を履修し、単位修得 すること
	計		33	10～ 14	
<p><高度実践コース（専門看護師養成課程）修了要件></p> <p>1) CNS共通科目Aは、看護福祉学研究科共通科目の「研究方法論」を必修科目とし、それ以外の看護学専攻選択科目で開講している4科目の中から3科目6単位以上を修得すること。</p> <p>2) CNS（専門看護師）資格を取得する場合には、上記科目を含む授業科目38単位以上を修得し、「看護学課題研究」または「臨床看護学課題研究」のいずれかを履修し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格して修士の学位を修得すること。</p>					

*：日本看護系大学協議会において、CNS慢性看護分野専門科目として申請している科目

令和6年度 高度実践コース（専門看護師養成課程）【老年看護分野】 履修モデル

	授業科目の名称	配当年次	単位数		高度実践コース (専門看護師養成課程) 修了要件
			必修	選択	
看護学専攻コア科目	【発達・障害領域】				
	* 老年看護学特論Ⅰ	1	2		
	* 老年看護学特論Ⅱ	1	2		
	* 老年看護学演習Ⅰ	1	2		
	* 老年看護学演習Ⅱ	1・2	2		
	* 老年看護学演習Ⅲ	1・2	2		
看護学専攻選択科目	* 臨地実習Ⅰ	1	2		
	* 臨地実習Ⅱ	2	4		
	* 臨地実習Ⅲ	2	4		
看護学専攻選択科目	看護学課題研究	2		6	いずれか1科目を履修し、 単位修得すること。
	臨床看護学課題研究	2		2	
看護学専攻選択科目	* 看護管理特論	1・2		2	CNS共通科目A ※3科目以上を履修し、単位 修得すること
	* 看護理論特論	1・2		2	
	* 看護倫理特論	1・2		2	
	* コンサルテーション論	1・2		2	
	* ヘルスアセスメント特論Ⅰ（高度実践）	1・2	2		CNS共通科目B ※3科目すべてを履修し、単位 修得すること
	* 病態生理学論（高度実践）	1・2	2		
看護学専攻選択科目	* 薬理学特論（高度実践）	1・2	2		
	* 保健医療福祉論	1・2	2		
看護福祉学研究科 共通科目	* 家族ケア論	1・2	2		
	* 研究方法論	1	2		CNS共通科目A I～Ⅲから1科目以上 を履修し、単位修得 すること
	研究方法各論Ⅰ（質的研究法）	1・2		2	
	研究方法各論Ⅱ（量的研究法）	1・2		2	
	研究方法各論Ⅲ（公衆衛生調査法）	1・2		2	
* 地域生活ケア論Ⅰ	1・2	1			
	計		33	10～ 14	

<高度実践コース（専門看護師養成課程）修了要件>

- 1) CNS共通科目Aは、看護福祉学研究科共通科目の「研究方法論」を必修科目とし、それ以外の看護学専攻選択科目で開講している4科目の中から3科目6単位以上を修得すること。
- 2) CNS（専門看護師）資格を取得する場合には、上記科目を含む授業科目38単位以上を修得し、「看護学課題研究」または「臨床看護学課題研究」のいずれかを履修し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格して修士の学位を修得すること。

*：日本看護系大学協議会において、CNS慢性看護分野専門科目として申請している科目

令和6年度 高度実践コース（専門看護師養成課程）【精神看護分野】 履修モデル

	授業科目の名称	配当 年次	単位数		高度実践コース (専門看護師養成課程) 修了要件
			必修	選択	
看護学専攻コア科目	【発達・障害領域】				
	*精神看護学特論Ⅰ	1	2		
	*精神看護学特論Ⅱ	1	2		
	*精神看護学演習Ⅰ	1	2		
	*精神看護学演習Ⅱ	1・2	2		
	*精神看護学演習Ⅲ	1・2	2		
	*臨地実習Ⅰ	1	2		
*臨地実習Ⅱ	2	4			
*臨地実習Ⅲ	2	4			
看護学課題研究	2			6	いずれか1科目を履修し、 単位修得すること。
臨床看護学課題研究	2			2	
看護学専攻選択科目	*看護管理特論	1・2		2	CNS共通科目A ※3科目以上を履修し、単位 修得すること
	*看護理論特論	1・2		2	
	*看護倫理特論	1・2		2	
	*コンサルテーション論	1・2		2	
	*ヘルスアセスメント特論Ⅰ（高度実践）	1・2	2		CNS共通科目B ※3科目すべてを履修し、単位 修得すること
	*病態生理学論（高度実践）	1・2	2		
	*薬理学特論（高度実践）	1・2	2		
*精神障害者治療支援技法論	1・2	2			
看護福祉学研究科 共通科目	*研究方法論	1	2		CNS共通科目A Ⅰ～Ⅲから1科目以上 を履修し、単位修得 すること
	研究方法各論Ⅰ（質的研究法）	1・2		2	
	研究方法各論Ⅱ（量的研究法）	1・2		2	
	研究方法各論Ⅲ（公衆衛生調査法）	1・2		2	
	*精神医学特論	1・2	2		
		計	32	10～ 14	
<p><高度実践コース（専門看護師養成課程）修了要件></p> <p>1) CNS共通科目Aは、看護福祉学研究科共通科目の「研究方法論」を必修科目とし、それ以外の看護学専攻選択科目で開講している4科目の中から3科目6単位以上を修得すること。</p> <p>2) CNS（専門看護師）資格を取得する場合には、上記科目を含む授業科目38単位以上を修得し、「看護学課題研究」または「臨床看護学課題研究」のいずれかを履修し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格して修士の学位を修得すること。</p>					

*：日本看護系大学協議会において、CNS慢性看護分野専門科目として申請している科目

令和6年度 高度実践コース（専門看護師養成課程）【感染看護分野】 履修モデル

	授業科目の名称	配当 年次	単位数		高度実践コース (専門看護師養成課程) 修了要件
			必修	選択	
看護学専攻 コア科目	【基礎・統合領域】				
	* 感染看護学特論Ⅰ	1	2		
	* 感染看護学特論Ⅱ	1	2		
	* 感染看護学演習Ⅰ	1	2		
	* 感染看護学演習Ⅱ	1・2	2		
	* 感染看護学演習Ⅲ	1・2	2		
	* 臨地実習Ⅰ	1	2		
* 臨地実習Ⅱ	2	4			
* 臨地実習Ⅲ	2	4			
	看護学課題研究	2		6	いずれか1科目を履修し、 単位修得すること。
	臨床看護学課題研究	2		2	
看護学専攻 選択科目	* 看護管理特論	1・2		2	CNS共通科目A ※3科目以上を履修し、単位 修得すること
	* 看護理論特論	1・2		2	
	* 看護倫理特論	1・2		2	
	* コンサルテーション論	1・2		2	
	* ヘルスアセスメント特論Ⅰ（高度実践）	1・2	2		CNS共通科目B ※3科目すべてを履修し、単位 修得すること
	* 病態生理学論（高度実践）	1・2	2		
	* 薬理学特論（高度実践）	1・2	2		
* 感染症学特論	1・2	2			
* 感染予防学特論	1・2	2			
* 感染制御薬理学特論	1・2	2			
看護福祉学 共通科目	* 研究方法論	1	2		CNS共通科目A I～Ⅲから1科目以上 を履修し、単位修得 すること
	研究方法各論Ⅰ（質的研究法）	1・2		2	
	研究方法各論Ⅱ（量的研究法）	1・2		2	
	研究方法各論Ⅲ（公衆衛生調査法）	1・2		2	
		計	34	10～ 14	
<p><高度実践コース（専門看護師養成課程）修了要件></p> <p>1) CNS共通科目Aは、看護福祉学研究科共通科目の「研究方法論」を必修科目とし、それ以外の看護学専攻選択科目で開講している4科目の中から3科目6単位以上を修得すること。</p> <p>2) CNS（専門看護師）資格を取得する場合には、上記科目を含む授業科目38単位以上を修得し、「看護学課題研究」または「臨床看護学課題研究」のいずれかを履修し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格して修士の学位を修得すること。</p>					

* : 日本看護系大学協議会において、CNS慢性看護分野専門科目として申請している科目

令和6年度 高度実践コース（専門看護師養成課程）【がん看護分野】 履修モデル

	授業科目の名称	配当 年次	単位数		高度実践コース (専門看護師養成課程) 修了要件
			必修	選択	
看護学専攻コア科目	【発達・障害領域】				
	*がん看護学特論Ⅰ	1	2		
	*がん看護学特論Ⅱ	1	2		
	*がん看護学演習Ⅰ	1	2		
	*がん看護学演習Ⅱ	1・2	2		
	*がん看護学演習Ⅲ	1・2	2		
	*臨地実習Ⅰ	1	2		
*臨地実習Ⅱ	2	4			
*臨地実習Ⅲ	2	4			
	看護学課題研究	2		6	いずれか1科目を履修し、 単位修得すること。
	臨床看護学課題研究	2		2	
看護学専攻選択科目	*看護管理特論	1・2		2	CNS共通科目A ※3科目以上を履修し、単位 修得すること
	*看護理論特論	1・2		2	
	*看護倫理特論	1・2		2	
	*コンサルテーション論	1・2		2	
	*ヘルスアセスメント特論Ⅰ（高度実践）	1・2	2		CNS共通科目B ※3科目すべてを履修し、単位 修得すること
	*病態生理学論（高度実践）	1・2	2		
	*薬理学特論（高度実践）	1・2	2		
*腫瘍学特論	1・2	2			
*家族ケア論	1・2	2			
看護福祉学研究科 共通科目	*研究方法論	1	2		CNS共通科目A I～Ⅲから1科目以上 を履修し、単位修得 すること
	研究方法各論Ⅰ（質的研究法）	1・2		2	
	研究方法各論Ⅱ（量的研究法）	1・2		2	
	研究方法各論Ⅲ（公衆衛生調査法）	1・2		2	
	*地域生活ケア論Ⅲ（緩和ケア）	1・2	1		
	計		33	10～ 14	

<高度実践コース（専門看護師養成課程）修了要件>

1) CNS共通科目Aは、看護福祉学研究科共通科目の「研究方法論」を必修科目とし、それ以外の看護学専攻選択科目で開講している4科目の中から3科目6単位以上を修得すること。

2) CNS（専門看護師）資格を取得する場合には、上記科目を含む授業科目38単位以上を修得し、「看護学課題研究」または「臨床看護学課題研究」のいずれかを履修し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格して修士の学位を修得すること。

*：日本看護系大学協議会において、CNS慢性看護分野専門科目として申請している科目

高度実践コース（ナースプラクティショナー養成課程）に関する 留意事項（特定行為研修を含む）

【特定行為研修の受講について】

- 本学では、大学院看護福祉学研究科看護学専攻（修士課程）の高度実践コース（ナースプラクティショナー養成課程）において保健師助産師看護師法第 37 条 2 第 2 項第 5 号に基づく特定行為研修の指定研修機関としての指定を受けており、特定行為研修を受けたい看護師は、本学の大学院に入学し、高度実践コース（ナースプラクティショナー養成課程）に在籍する必要がある。
- 本学の看護福祉学研究科看護学専攻（修士課程）の高度実践コース（ナースプラクティショナー養成課程）の修了者は、下記の学位及び資格等を取得できる。
 - ・ 修士（看護学）
 - ・ 特定行為研修修了証（*別表 1 を参照）
 - ・ NP 資格認定試験受験資格（日本 NP 教育大学院協議会の認定による）
- 本コースで行っている特定行為研修は別表 1 のとおりである。
この特定行為区分は、すべて一体化した教育課程の中で行われるので、区分を選択しての履修等は認めない。（いずれかの区分のみを受講したい等の対応はできない）
- 原則として、コースの変更（教育・研究コースまたは高度実践コース（専門看護師養成課程）からのコース変更）は認めない。
- やむを得ない事情で高度実践コース（ナースプラクティショナー養成課程）を離脱する場合は、指導教員と相談の上、コースの取り止めを研究科委員会にて諮ることとする。その場合、修士（看護学）の学位のみ取得できる。

【履修に関すること】

- 別表 2 の履修モデルに従い、指導教員と相談の上、定められた期間に履修登録を行うこと。履修登録していない科目を受講することはできない。また、履修登録変更については、指導教員と相談の上、申し出ることとするが、時間割の関係上、希望があってもその年度に履修できない科目もあるので注意すること。
- 科目によって、講義の一部を e-learning および Web learning 等に置き換えることがある。e-learning および Web learning の利用方法については、科目担当教員の指示に従うこと。
- OSCE（実技試験＝客観的臨床能力試験）について
看護学専攻選択科目の「ヘルスアセスメント特論Ⅰ（高度実践）」の履修者を対象に、OSCE（実技試験＝客観的臨床能力試験）を実施する。
OSCE 受験資格は、当該科目の筆記試験合格者とし、当該科目の評価は、筆記試験および OSCE の総合評価とする。OSCE の実施要領は別途配付することとし、再試験は 1 回のみとする。

【実習について】

- 各実習を開始するにあたって、指定された科目を履修し単位を取得していることが必要な場合があるので、指導教員の指示に従うこと。
- 実習の単位認定は、到達する能力の質または経験すべき症例数によるものなので、必要に応じて期間を延長することがある。また、やむを得ず症例が不足する場合についても実習期間の延長等で対応する。

【修了試験について】

- 高度実践コース（ナースプラクティショナー養成課程）に所属する者が、特定行為研修修了および NP 資格認定試験受験資格を得るためには、修了試験に合格しなければならない。
- 修了試験の受験について
対象者：定められた高度実践コース（ナースプラクティショナー養成課程）のすべての科目を履修し、かつ当該年度に修士課程を修了見込みの者
試験料：10,000 円
合格基準：試験内容すべてを含めた総得点の 60%以上で合格とする
- 修了試験の追試験の受験要件は、学部生の定期試験の追試験受験要件に準じるものとし、再試験については、1 回のみ実施する。（再試験料は 2,000 円とする）
- 試験の日時、場所、試験範囲、申込方法等は、別途試験実施要領にて周知する。

【修了について】

- 本学では、大学院教育の中で特定行為研修を行っているため、特定行為研修の修了には、特定行為研修として必要な科目・実習を履修するだけでなく、大学院としての修了要件を満たす必要がある。
- 定められた高度実践コース（ナースプラクティショナー養成課程）のすべての科目で単位を修得し、かつ修了試験に合格することとし、特定行為研修に係る科目すべての単位を取得していても、大学院修了要件を満たしていない場合は、特定行為研修を修了できない。

大学院修士課程の修了要件：

（課程修了の認定）大学院学則第 23 条第 4 項

看護福祉学研究科修士課程の修了は、原則として、2 年以上在学し、所定の授業科目について 32 単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格したのについてこれを認定する。

※特定行為研修および NP 資格認定試験受験資格については、上記の大学院修士課程の修了要件に加え、それぞれが定める科目をすべて修得し、かつ修了試験に合格することが必要となる。

【本学で受講できる特定行為研修】

日本 NP 教育大学院協議会によるナースプラクティショナー養成コースであり、指定する科目をすべて修得した場合、日本 NP 教育大学院協議会による NP 資格認定試験の受験資格を得られる。また、当該コースは、保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 5 号によって厚生労働省に指定されている特定行為研修の指定研修機関であり、指定する科目をすべて修得した場合、下記の特定行為の特定行為研修修了者として、厚生労働省へ登録される。

別表 1

特定行為区分の名称 (13 区分)	特定行為 (21 行為)
呼吸器 (気道確保に係るもの) 関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
呼吸器 (長期呼吸療法に係るもの) 関連	気管カニューレの交換
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換
栄養に係るカテーテル管理 (中心静脈カテーテル管理) 関連	中心静脈カテーテルの抜去
栄養に係るカテーテル管理 (末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理) 関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入
創傷管理関連	褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血
	橈骨動脈ラインの確保
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
	脱水症状に対する輸液による補正
感染に係る薬剤投与関連	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時的投与
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリンの投与量の調整
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整
	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	抗けいれん剤の臨時的投与
	抗精神病薬の臨時的投与
	抗不安薬の臨時的投与
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整

※平成 27 年 10 月 1 日付で指定研修機関に認定 指定研修機関番号 1501001

別表 2

高度実践コース（ナースプラクティショナー養成課程）履修モデル

※当該カリキュラムにおいて、特定行為研修の教育内容を含む

	授業科目名称	配当 年次	単位数		備考
			必修	選択	
看護学専攻コア科目	【基礎・統合領域】				
	地域看護学特論Ⅰ	1	2		
	高度実践看護学特論Ⅰ	1	2		
	高度実践看護学特論Ⅱ	1	2		
	高度実践看護学演習Ⅰ	1	2		
	高度実践看護学演習Ⅱ	1・2	2		
	高度実践看護学演習Ⅲ	1・2	2		
	臨地実習Ⅰ	1	2		
	臨地実習Ⅱ	2	4		
	臨地実習Ⅲ	2	4		
臨地実習Ⅳ	2	6			
	看護学課題研究	2		6	【選択必修】 いずれか1科目を履修すること。
	臨床看護学課題研究	2		2	
看護学専攻選択科目	臨床解剖生理学論（高度実践）	1・2	2		
	病態生理学論（高度実践）	1・2	2		
	薬理学特論（高度実践）	1・2	2		
	疾病予防・管理論（高度実践）	1・2	2		
	ヘルスアセスメント特論Ⅰ（高度実践）	1・2	2		
	ヘルスアセスメント特論Ⅱ（高度実践）	1・2	2		
	特定行為技術論（高度実践）	1・2	2		
	看護教育特論	1・2		2	【選択必修】 いずれか1科目を履修すること。
	看護管理特論	1・2		2	
	看護理論特論	1・2		2	
看護倫理特論	1・2	2			
コンサルテーション論	1・2	2			
在宅医療薬理学論	1・2	1			
保健医療福祉論	1・2	2			
看護福祉学研究科 共通科目	研究方法論	1・2	2		【選択必修】 2科目4単位以上を履修すること。
	研究方法各論Ⅰ（質的研究法）	1・2		2	
	研究方法各論Ⅱ（量的研究法）	1・2		2	
	研究方法各論Ⅲ（公衆衛生調査法）	1・2		2	
	修了試験	2	—		
	単位数		5 1	6 ~ 1 0	
			5 7 ~ 6 1		
<p>■本学の高度実践コース（ナースプラクティショナー養成課程）は厚生労働省による看護師の特定行為研修指定研修機関として承認されている。</p> <p>■上記履修モデルで示されたすべての指定科目について単位修得し、必要な研究指導等を受け、かつ、学位論文の審査及び修了試験に合格することにより、修士（看護学）の学位および特定行為研修修了証、NP資格認定試験受験資格（日本NP教育大学院協議会の認定による）が授与される。</p> <p>■修了試験に合格しない場合、特定行為研修修了証およびNP資格認定試験受験資格は取得できない。</p>					